

政令第百十二号

雇用保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

雇用保険法施行令（昭和五十年政令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中「令和五年度」の下に「及び令和六年度」を加える。

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。